図12-3 DMEの流通設備(充填所)

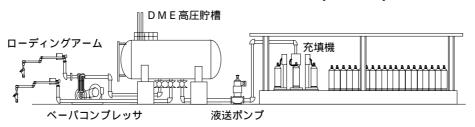


図12-4 DMEの流通設備(工業用需要家)

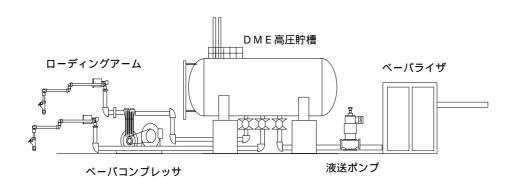


図 1 2 - 5 DMEの流通設備(スタンド)

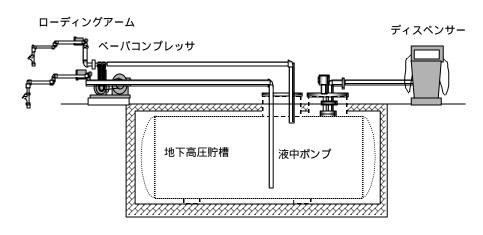


図12-6 DMEの流通設備(家庭・業務用消費者)

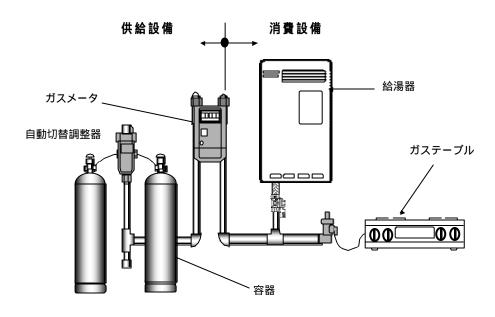
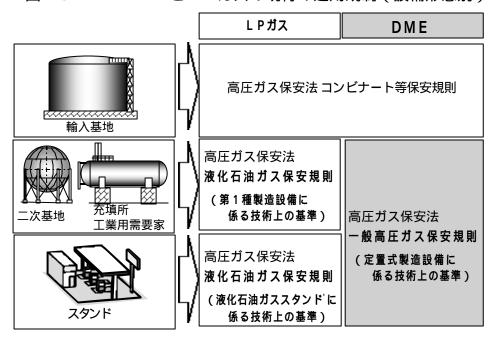
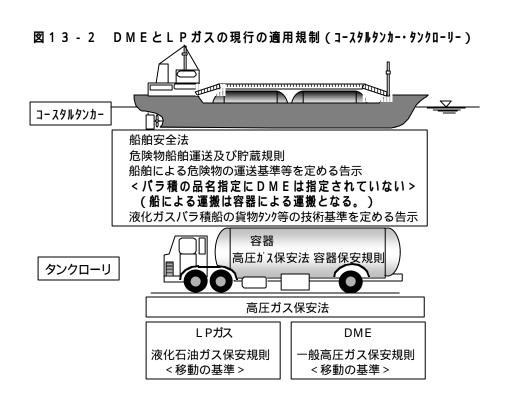


図13-1 DMEとLPガスの現行の適用規制(設備形態別)





## 図13-3 DMEとLPガスの現行の適用規制 (二次基地・充填所の技術上の基準(高圧ガス保安法))

- < L P ガス;液化石油 ガス保安規則 D M E;一般高圧 ガス保安規則 > L P ガスとD M E の設置上の相違は下表の(2)(27)となる。
- (1)境界の明示、警戒標
- (2)設備距離(保安距離)の確保
- (3)火気施設まで8m以上の距離
- (4) 貯槽間距離 (相互の貯槽の最大直径の和の1/4以上)
- (5) ガスの名称朱書
- (6)貯蔵量10001以上は防液堤の設置
- (7)防液堤の内・外側10m以内には 附属設備等設置不可
- (8)室内設置の場合はガスが滞留しない 構造
- (9)気密な構造とすること。
- (10) 耐圧護し合格すること。
- (11) 気密講験に合格すること。
- (12)常用の圧力の2倍以上で降伏を 起こさない肉厚
- (13)ガスの種類に応じた適切な材料
- (14) 1 小以上の場合は同一の基礎に 緊結すること。

- (15)沈下測定の実施。
- (16)35以上は耐震設計構造物
- (17) 温度が設置
- (18)圧力計の設置
- (19)低温貯槽は外部圧力低下による破壊 防止措置
- (20)液面計の設置
- (21)受払配管には緊急遮断弁設置
- (22)貯槽(5000以上)には緊急遮断 弁設置
- (23)電気設備は防爆設備
- (24)ガス漏洩検知警報設備設置
- (25)貯槽の支柱は温度上昇防止措置
- (26)静電気除去設備
- (27)防消火設備の設置
- (28) 通転場の設置
- (29)川炉開閉表示
- (30)容置場

# 図13-4 DMEとLPガスの現行の適用規制 (設備距離(保安距離))

貯槽等高圧ガス設備から保安物件に対して離隔距離をいう。

(注)XI調整 (Kg), 表内の単位は(m)

- 1.原則(地上設置)
- (1)第1種設備距離(第1種保安物件<学校・病院等>までの距離)

貯蔵量	L Pガス	DME
10 ♭ 未満	1 2√2	1 2√2
10~52.55未満	0.12\X+10000	(3√X+10000)/25
52.5以上	30	30

#### (2)第2種設備距離(第2種保安物件<住居>までの距離)

貯蔵量	L Pガス	DME
105未満	8 √2	8√2
10~52.55未満	0.08√X+10000	(2√X+10000)/25
52.5以上	20	20

地上設置の場合は、LPガス・DME共設備距離(保安距離)は同一である。

# 図13-5 DMEとLPガスの現行の適用規制 (緩和措置(貯槽等の埋設))

<緩和措置> 次のいずれかの組合せにより設備距離緩和が可能となる。

貯槽等の埋設 障壁の設置 水噴霧装置の設置

(1)第1種段備距離(第1種保安物件<学校・病院等>までの距離)

貯蔵量	L Pガス	DME
10~、未満	9.6√2 又は8.4√2	
10~52.55未満	0.096/X+10000 又は 0.084√X+10000	緩和規定なし
52.5以上	24 又は21	

### (2)第2種段備距離(第2種保安物件<住居>までの距離)

貯蔵量	L Pガス	DME
1 0 5 未満	6.4√2 又は5.6√2	
10~52.55未満	0.064√X+10000 又は	緩和規定なし
	0.056√X+10000	
│52.5~以上	16 又は14	

# 図13-6 DMEとLPガスの現行の適用規制 (防火設備の設置場所)

L Pガス	DME
ガス設備 貯蔵設備 消費設備	ガス設備 貯蔵設備 消費設備
容器充填場及び容器置場 タンクローリ停車位置	規制なし

## 図13-7 DMEとLPガスの現行の適用規制(充填所)

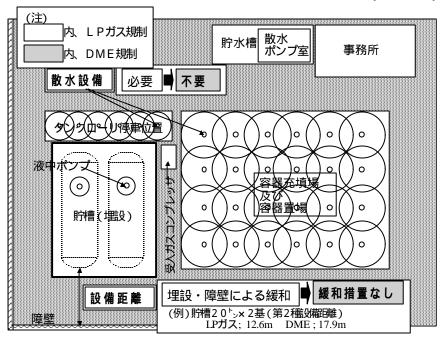


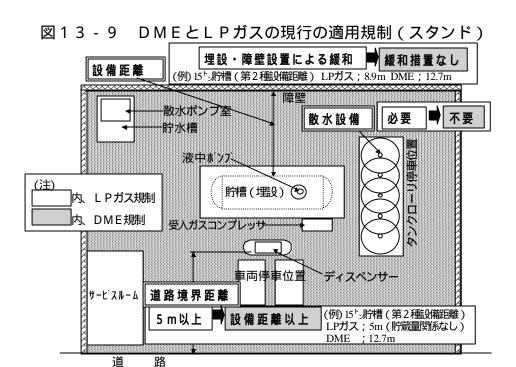
図 1 3 - 8 DMEとLPガスの現行の適用規制 (スタンドの技術上の基準) LPガススタンド DMEスタンド

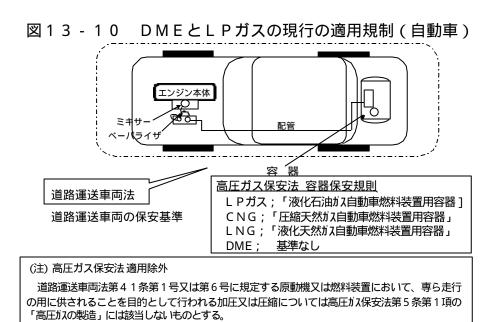
- < 液化石油ガス保安規則 第8条> (液化石油ガススタンドに係る技術上の基準)
- (1) ディスペンサーは本体の外面から公道の 敷地境界線まで 5 m以上の距離を有す ること。
- (2) ティスペンサーには、充填終了時に、液化石油ガスを停止する装置を設け、かつ、充填ホースからの漏洩を防止する措置を施す。
- (3)車両は貯槽から3m以上離れて停止すること。ただし、ガードレール等を設置した場合はこの限りでない。

スタンドに係る基準なし。

上記以外の基準は、二次基地・充填所の技術上の基準に準じる。

処理能力25万m3/日未満の場合は、 資格所有者が保安に係わる監督を行う。 処理能力に関係なく保安統括者、保安 係員等の選任が必要





エンジン開発におけるベンチテスト等は高圧がス保安法における「製造」となり保安距離等の技術上の基準が課せられる。

#### 図13-11 DMEとLPガスの現行の適用規制 (家庭・業務用設備)



図 1 4 - 1 L P ガスインフラにおけるシール材の使用箇所 (一次基地設備)

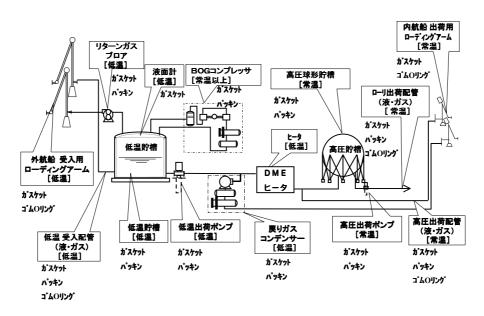


図 1 4 - 2 L P ガスインフラにおけるシール材の使用箇所 (充填所(二次基地、オートガススタンドも類似))

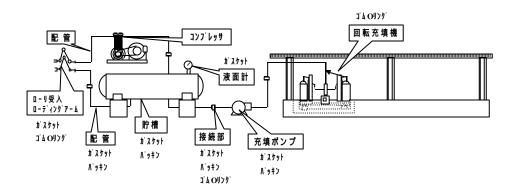
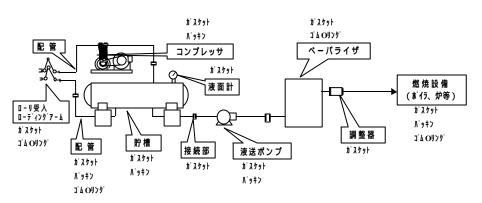
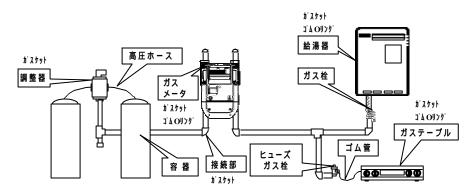


図 1 4 - 3 L P ガスインフラにおけるシール材の使用箇所 (工業用設備)



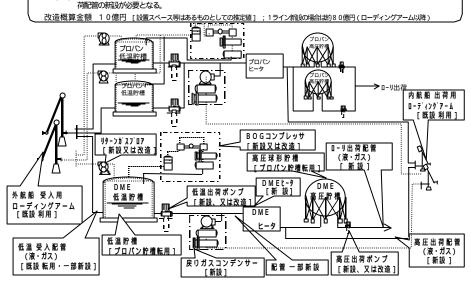
#### 図14-4 LPガスインフラにおけるシール材の使用箇所 (家庭・業務用設備)



## 図15-1 LPガスインフラ転用イメージ (輸入基地 低温受入・高圧出荷設備)

- プロパン、ブタンの 2 連種に新たにDME を追加する。 (1) プロパン・低温貯槽、プロパン高圧球形作槽を DME に転用する。 (2) 受払いは外航船受入用、内航船払出用の桟橋のうち L Pガス用を利用する。 ローディングアームは既設を利用する。 (3) 新たな油種が増えることから、DME ヒータ、コンデンサー等の新設、ボンブ等の機器の改造、内航船出荷・ローリ出 荷配管の新設が必要となる。

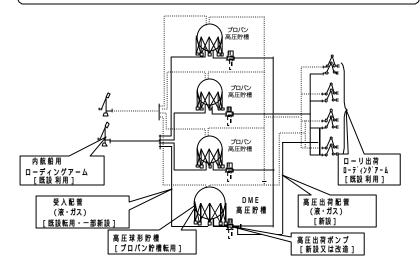
改造概算金額 10億円 [設置スペ



# 図15-2 LPガスインフラ転用イメージ (二次基地 入出荷設備)

- プロパン、プタンの2油種に新たにDME を追加する。 (1)プロパン高圧球弾弾槽をDME に転用する。 (2)桟橋はLPガス用を利用する。ローディングアームは既設を利用する。 (3)新たな油種が増えることから、ポンプ等の機器の改造、内航船受入・ローリ出荷配管の新設が必要となる。

改造概算金額 1億円 [設置スペース等はあるものとしての推定値]

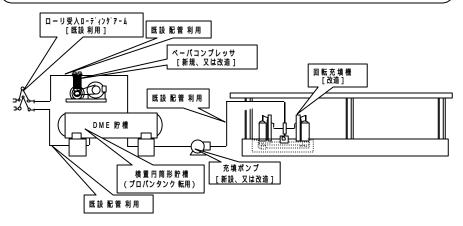


## 図15-3 LPガスインフラ転用イメージ (充填所)

プロパンをDMEに転用する。( 充填所の場合はプロパン貯槽は1基の場合が多いため全量をDMEに変更することとなる。)
(1) プロパン横置円筒が銀炉槽をDMEに転用する。
(2) ローリ受入ローディングアームは現場を利用する。
(3) プロパンからDMEに転用することからボンブ、ペーパコンブレッサ、充填機等の改造又は収替えが必要となる。

改造概算金額 10百万円 ;新設の場合は約60百万円

法規制; LPガス並みの規制緩和が前提



# 図15-4 LPガスインフラ転用イメージ (工業用需要家)

- プロパンをDMEに転用する。
  (1) プロパン権置円筒研究情をDMEに転用する。
  (2) ローリ受入ローディングアームは残らを利用する。
  (3) プロパンからDMEに転用することからポンプ、ベーパコンプレッサの改造又は収替えが必要となる。
  (4) 発熱量がプロパンの約1/2であることから、ベーパライザの能力は2倍必要となる。従って、同能力のベーパライザの
  (物質な必要となる)
  - 増設が必要となる。 (5)燃焼設備の調整又は改造が必要となる。

改造概算金額 15百万円 [燃焼設備の調整又は改造は含まない]

法規制; L Pガス並みの規制緩和が前提

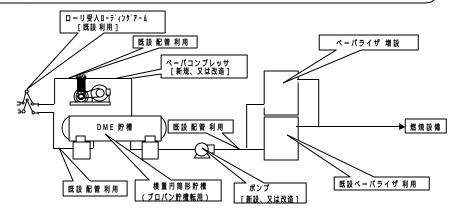


図15-5 LPガスインフラ転用イメージ (家庭・業務用設備)

